

ハッ場ダム住民訴訟 11 年間の闘い

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会

1 ハッ場ダム住民訴訟の経過

- 2004年11月 6都県の住民がそれぞれ東京都、群馬・栃木・茨城・埼玉・千葉県を相手に、ハッ場ダム負担金の支出差し止め等を求める住民訴訟を提起（原告総数 191名）
（栃木は思川開発（南摩ダム）、湯西川ダムも対象）
- 2009年5月～2011年3月 東京・群馬・茨城・千葉・埼玉・栃木の各地方裁判所の一審判決
- 2013年3月～2014年10月 東京高等裁判所の二審判決
- 2015年9月8～10日 最高裁判所の決定

2 本訴訟で明らかにしたハッ場ダムの不要性と不当性

(1) 利水面の不要性

各都県とも、水需要が近年は減少の一途を辿る一方で、利根川・荒川水系のダム等の完成で十分な水源を確保するようになっている。今後は人口の減少も相まって、水余りが一層進行していく時代になっており、ハッ場ダム等の新規水源の必要性は皆無になっている。ところが、各都県は水需要の実績を無視して、今後は水需要が急増するという架空予測を行い、さらに、現保有水源を過小評価して、ハッ場ダムの必要性を無理矢理つくり出している。

(2) 治水面の不要性

利根川の治水対策としてハッ場ダムによる洪水調節が必要だとする計画は、洪水目標流量が実績流量とかけ離れたきわめて過大な値に設定されている。その目標流量を現実的な値に直せば、河道整備だけで対応することが可能となり、ダムによる洪水調節は不要となる。さらに、利根川におけるハッ場ダムの治水効果は小さく、特に下流になるにつれて、その効果が減衰していくので、治水面でもハッ場ダムは無用のものである。

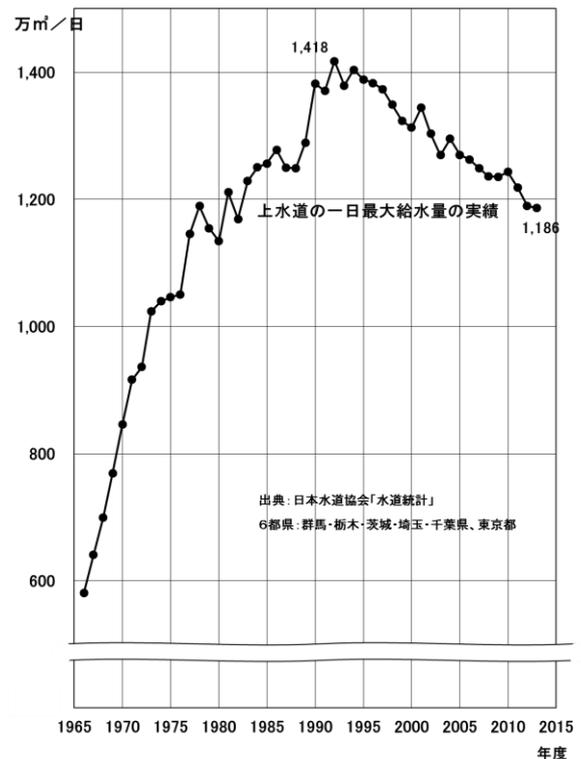
(3) 地質面でのハッ場ダムの危険性

ハッ場ダム予定地は地質が脆弱であるので、ダムを建設すれば災害を誘発する危険性がある。第一にダムサイト予定地は熱水変質帯や断層が横たわり、無数の割れ目があり、1970年頃までは当時の建設省がダムの建設は困難としていた場所である。第二に貯水池予定地周辺は、熱水変質帯、応桑岩屑流堆積物、崖錐堆積物などの脆弱な地層が広く分布しており、ダム本体完成後の試験湛水および本格的な湛水による貯水位の上下で深刻な地すべりが誘発される危険性がある。

(4) かけがえのない自然と遺跡の喪失

関東の耶馬溪と言われる美しい吾妻溪谷の上流部は破壊され、残る中下流部もダム完成後は、岩肌をコケや草木が覆って、吾妻溪谷の魅力は失われてしまう。さらに、イヌワシやクマタカなどの貴重動植物の生息・生育が困難となる。また、日本のポンペイとされる1783年の浅間山噴火による天明泥流の遺跡、縄文時代の成立から終末（1万年以上～2400年前）までが途切れることなくある第一級の縄文遺跡群も失われる。

利根川流域6都県の水道用水の推移



利根川流域6都県全体の1992～2013年度の減少量230万m³/日はハッ場ダムの開発水量143万m³/日(通年換算)の1.6倍にもなる。

3 判決—裁判官が行政に迎合

しかし、本件訴訟の判決は、利水に関しては水需要の架空予測も「直ちに合理性を欠くものとは認められない」として、行政に無限の裁量権を認めるものとなった。また、治水計画の明らかな不合理性やダム危険性も、「重大かつ明白な違法ないし瑕疵が存在するものとは認められない」として違法性判断のハードルを際限なく高くして、原告の主張を退けた。

今回の判決は行政に何の義務を課すこともなく、行政のやりたい放題を迫認するものであった。「絶望の裁判所」（瀬木比呂志著）が指摘しているように、裁判官の独立性が失われてきているのである。

4 ハッ場ダム住民訴訟によるダム反対運動の広がり

ハッ場ダム住民訴訟を6都県で展開したことによって、ハッ場ダム反対運動は大きな広がりを示した。ハッ場ダム計画の見直しと地元の支援を目指す「ハッ場あしたの会」と連携しながら、取り組んだことにより、ハッ場ダム問題において次に示すような局面が生まれてきた。

（1）議員の会、議員連盟の発足

2008年5月には地方議員による「ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会」が、さらに2010年10月には国会議員による「ハッ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟」（会長・川内博史衆院議員（当時）、以下、議員連盟と略す）が発足し、ハッ場ダム見直しに向けて精力的な取り組みが行われてきた。

（2）民主党政権発足時のハッ場ダム中止表明

2009年8月の総選挙でハッ場ダムの中止をマニフェストで掲げた民主党の政権となり、政権発足直後の9月には当時の前原誠司国交大臣により、ハッ場ダムの中止が表明された。結局は、国交省の官僚の巻き返しと大臣・副大臣・政務官の力不足により、2011年12月にハッ場ダム事業の推進に変わるが、一時期はハッ場ダム建設の是非が国政の大きな課題になった。

（3）日本学術会議による利根川の基本高水流量の再検討

ハッ場ダムの治水面の根拠となっている利根川基本高水流量の科学的な根拠に疑義が生じたことにより、馬淵澄夫国交大臣の指示により、日本学術会議に「河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会」が設置され、2011年1月から9月まで、基本高水流量22,000 m³/秒の妥当性について再検討が行われた。学術会議は、1947年のカスリーン台風洪水が山を登るといふ国交省の不可解な資料を不問にしたまま、きわめて過大な基本高水流量22,000 m³/秒を追認するが、公開の場で基本高水流量の再検討が行われたのは初めてのことであった。

（4）利根川・江戸川有識者会議での白熱の議論

国交省はハッ場ダムを位置づける利根川・江戸川河川整備計画を策定するため、利根川・江戸川有識者会議を開催した。上記の「議員連盟」の意向により、大熊孝新潟大学名誉教授と関良基拓殖大学準教授が委員に加えられた。このことにより、利根川の基本高水流量や河川整備計画の目標流量等をめぐって、国交省側の有識者との間で2012年9月から13年3月まで白熱した議論が展開された。結局は国交省の一方的な打ち切りで国交省の思惑通りの結果となったが、議論の中で国交省の数字の非科学性が浮き彫りになった。

（5）ダム中止後の生活再建支援法案の国会上程

ダムを中止するためにダム計画に長年翻弄されてきた地元住民の生活再建を図ることが是非とも必要である。2012年3月にはこのための法案、「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案」が国会に上程された。結局は審議されないまま廃案になったが、この法案が上程されたことの意義は大きい。この法案は上記の「議員連盟」が作成した法案がベースになっている。

5 ハッ場ダム予定地の現状と今後

(1) ハッ場ダム本体工事の状況と予定

今年1月からハッ場ダム本体の基礎岩盤掘削工事が始まり、上部から掘削工事が進められてきている。国交省は工期が遅れるのを恐れて、吾妻渓谷を巨大ライトで照らして昼夜兼行の掘削作業を強行している。国交省の説明によれば 今後の工事計画は次のとおりである。

基礎岩盤掘削	2015年1月～2016年4月
コンクリート打設	2016年6月～
ダム本体の完成	2018年度中
試験湛水	2019年度から
ダムの完成	2020年3月

(2) ハッ場ダム予定地の移転状況と強制収用手続き

水没予定地の残存戸数は今年3月末時点の国交省の資料では4世帯となっている。代替地の移転世帯数は今年3月末現在で86世帯、未移転の4世帯を加えても90世帯（外部からの移転を含む）である。水没予定地の全世帯数290世帯から見ると、その3割に過ぎず、人口の流出が著しい。

関東地方整備局は共有地などの未取得用地を強制収用にするため、今年4月に事業認定申請を行った。事業認定庁はダム起業者と同じ国交大臣であり、本省の土地収用管理室が公聴会の開催など、事業認定の手続きを進めてきている。事業認定が下りると、関東地方整備局は群馬県収用委員会に対して裁決申請を行う。収用委員会の裁決が下りると、関東地方整備局は補償金を支払って用地を取得する。権利者不明の共有地の場合は法務局に補償金を供託して、用地を取得する。

なお、事業認定後は補償基準ではなく、現在の路線価に基づく補償額になるとされており、移転補償額は大幅に減額される。さらに、公共用地への売却の譲渡取得に対して設けられている課税の5000万円特別控除も適用されなくなる。このため、事業認定後まで譲渡を拒むことは困難となっている。

6 ハッ場ダムについて今後予想される問題

(1) 地質の脆弱さに起因する問題

① ダム本体工事が予定どおりに進むのか？

現在のダムサイト予定地について1970年の国会答弁で次のとおり、地質面の危険性が指摘されたが、最近になって地質面の問題はないことになっている。

1970年の国会答弁

「熱変質をした地質がずっと続いているものと考えられるということで、ダムの基礎地盤としてはきわめて不安定」。

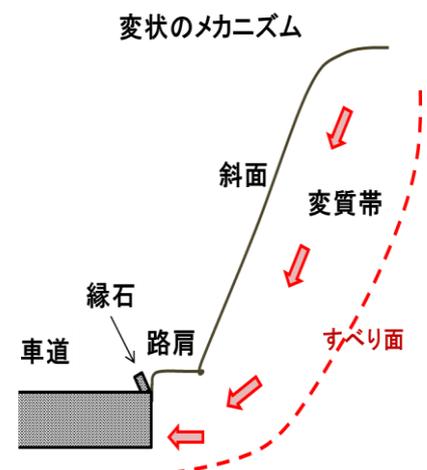
「その付近に河床を横断する3メートル幅の岩の断層があるということで、…ダムが非常に不安定」

「岩盤に節理が非常に多いということで、……大型ダムの建設場所としてはきわめて不安な状況」

しかし、基礎岩盤の掘削工事が進む過程で、当初危惧されていた脆弱な地層に遭遇することもあり得るのではないだろうか。その場合はダム本体工事の見直しが必要となる。

② 貯水池周辺の地すべりの危険性

ハッ場ダム貯水池予定地の周辺は、熱水変質帯、応桑岩屑流堆積物、崖錐堆積物などの脆弱な地層が広く分布しており、ダム完成後の試験湛水および本格的な湛水による貯水位の上下で地すべりが誘



(地質の専門家が2014年10月に調査)

発される危険性がある。

すでにダム貯水池予定地では地質の脆弱さに起因する問題が発生してきている。熱水変質帯が広く分布している川原畑地区では、茂四郎トンネル西側の付替国道の縁石に亀裂が発生している。これは、上図のとおり、熱水変質帯が引き起こした地すべりの前兆と考えられている。

また、右岸側の川原湯地区でも崖錐堆積物が分布する上湯原では付替県道の工事が難航し、暫定道路のままになっており、完成時期がいまだに明らかにされていない。このため、付替県道は概成したものの、大型車両が通過できない状態がずっと続いている。

ダム完成後の試験湛水および本格的な湛水によって、深刻な地すべりが発生すれば、奈良県の大滝ダムや埼玉県の滝沢ダムのように地すべり対策工事に追われ、工期が大幅に延びることになる

大滝ダム (国交省)	完成時期	2003年度→2012年度	9年延期	追加地すべり対策費	308億円
滝沢ダム(水資源機構)	完成時期	2005年度→2010年度	5年延期	追加地すべり対策費	145億円

(2) ハッ場ダム事業費の増額

ハッ場ダムの事業費を現在の4600億円にとどめることは困難であって、大幅な増額が避けられないと予想される。

2011年度のハッ場ダム検証による総事業費の増加額 (国交省の点検結果)

・事業費の増額分ー減額分	33.6 億円
・追加的な地すべり対策の点検による増額	109.7 億円
・代替地の安全対策の点検による増額	39.5 億円
合計	183 億円

実際には更なる増額要因がある。

・地すべり対策費の更なる増額の可能性	100 億円以上?
・代替地の整備費用の大半の負担	80~100 億円
・東京電力の水力発電所への減電補償	160~200 億円以上

関係都県は事業費再増額に対して拒絶反応を示してきた。事業費の大幅増額を関係都県は受け入れることができるのだろうか?

(3) 鉄鋼スラグ問題

ハッ場ダム関係でも代替地造成等の工事に大同特殊鋼の鉄鋼スラグがかなり使われてきたとされている。

鉄鋼スラグは水と反応すると、膨張する性状があるので、通常は使用後に極力膨張しないように事前にエージング処理が行われるが、大同特殊鋼の鉄鋼スラグはエージング処理が不十分であるため、その使用箇所では右の記事のとおり、鉄鋼スラグの膨張で住宅が傾斜するなどの問題が生じてきている。

鉄鋼スラグの膨張は長年かかって進行していくので、ハッ場ダムの代替地等でもすぐには顕在化しないが、やがて深刻な問題が発生する可能性がある。さらに、この鉄鋼スラグにはフッ素等の有害物質が含まれている。

ハッ場ダムの代替地等で使われた鉄鋼スラグが今後、どのような影響をもたらすのか、大いに懸念される。

毎日新聞 2015年 10月24日

スラグ膨張住宅傾斜

群馬 盛り土、雨水吸い

【多】が膨らみ、一部が崩壊。膨張性「JIS認定品を認め、研究チームが採取した周辺土壌からは膨張性の鉄鋼スラグが確認されている」としている。大向特殊鋼は「JIS規格の鉄鋼スラグは、膨張率を抑えるために、エージング処理を施している」としている。大向特殊鋼は「JIS規格の鉄鋼スラグは、膨張率を抑えるために、エージング処理を施している」としている。大向特殊鋼は「JIS規格の鉄鋼スラグは、膨張率を抑えるために、エージング処理を施している」としている。